

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar(注:ANACOMのビル内)に移転しました。旧大使館跡地(リベルダーデ通り)に行かないようにご注意ください。

大使館便り



第281号
令和8(2026)年8月11日
在ポルトガル日本国大使館

目次:

- 1 お役立ち情報
- 2 領事・治安情報 (P4~)
- 3 大使館の活動報告 (P9~)
- 4 気になるニュース(P10~)

1 お役立ち情報

(1)旅券紛失件数が増加しています。

New!



領事メールでも御案内しておりますが、6月以降、当館に対してスリ被害の報告が多く寄せられており、その数は、1月~5月(計11件)に比べ、6月~7月(計15件)の2カ月で、約1.4倍となっています。

スリ集団は、現金を持ち歩いている可能性が高い旅行者のお財布を狙ってきますが、その時、旅券も一緒に盗られてしまう方が多いようです。日本からご家族・ご友人の方々がいらっしゃる場合は、観光地などで特に注意いただくよう、お伝えください。

旅券を紛失すると、「帰国のための渡航書」や「緊急旅券」の申請が必要となりますが、そのためには発行から6カ月以内の戸籍謄本原本の提出が必要です。これは当地から第3国へ旅行した際に、旅券を無くされた場合も同様です。ご旅行前に、戸籍謄本の原本を予め取り寄せておく、マイナポータルで事前に「戸籍電子証明書提供用識別符号」を取得しておくなど(詳細は下記「2 領事・治安情報」(14)参照)、準備されることをおすすめします。併せて、旅レジへの登録を行い、旅行予定先で起こっているスリの手口や安全情報の入手に努め、より安全な旅をお過ごしください。

(2)リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については以下のとおり日本語補習校からのお知らせをご参照の上、同校までお問い合わせください。

【リスボン日本語補習校からのお知らせ】

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程

に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象: 幼稚部～中学3年生

業務内容: 日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格: 日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容: 授業補助、教師補助など

応募資格: 日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日: 毎週土曜、8:45～13:15

勤務地: リスボン日本語補習授業校(詳細は、[補習校 HP](#) を御覧ください。)

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法: 履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

(3) 第 8 回 ポルトガル日本語弁論大会のご案内 *New!*

ポルトガル国内の日本語学習者を対象に「第 8 回ポルトガル日本語弁論大会」が開催されます。本大会は 2 年に一度の開催となっており、学習者が日頃の成果を日本語で表現できる絶好の機会です。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。観客としてのご来場也大歓迎です！

日時: 2026 年 10 月 24 日(土) 14:00～17:30(開場 13:30)

場所: ポルトガル・カトリカ大学 リスボンキャンパス

(住所: Palma de Cima, 1649-023 Lisboa, Portugal)

共催: 在ポルトガル日本国大使館、ポルトガル・カトリック大学人文科学部アジア学

ポルトガル日本語教師会(APJP)日本語弁論大会実行委員会

協賛: 国際交流基金マドリッド日本文化センター

申込期間: 9 月 10 日 ～ 10 月 10 日

詳細情報: <https://linguajaponesaemp Portugal.jimdofree.com/>



(4)第6回「隈研吾&東川町」家具デザインコンペの開催

北海道旭川家具の主要産地である北海道東川町は、次の時代を担う若者に対し、新しい丁寧な暮らしの提案につながる「KAGU」のデザインコンペである「隈研吾&東川町」KAGU デザインコンペを開催しており、第6回となる本年は、「静かな家具(Quiet Furniture)」をテーマとして国内外から下記のとおり作品募集が行われています。

本コンペティションでは、家具のデザインを通じて、より穏やかで、意識的かつ丁寧な新しい暮らし方を提案することを目指しています。皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

- ◆ 2026 年 7 月 1 日:応募受付開始
- ◆ 2026 年 9 月 30 日:応募締切
- ◆ 2027 年 3 月 21 日:最終審査および表彰式(於:北海道東川町)
- ◆ 詳細はこちら:<https://www.kagu-higashikawa.jp/news/>

(5)大型連休における動植物検疫の強化に関する留意事項について

New!

農林水産省は、本邦における夏季休暇期間中の人の往来増加を見越し、植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐ目的で、日本から海外旅行に出かけ本邦に帰国する日本人や在留邦人、訪日外国人を含む全ての本邦入国予定者に対し、下記のとおり果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。肉・肉製品の持込は禁止されています。これらは、機肉食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則(最大3年の拘禁刑又は最大300 万円(法人は最大5,000 万円)の罰金)が課される場合がありますので注意してください。

《植物防疫所》

「来日するあなたへのお願い」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo.j.html>

「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

「よくあるご質問(海外からの持込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

《動物検疫所》

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！(多言語字幕版)」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou/movie.html>

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ(FAQ)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

(6)佐藤シェフによる料理動画「À Moda do Chef Sato」配信中

現在、在ポルトガル日本大使館のYoutube チャンネルで佐藤・在外公館料理人による日本食を中心とした料理紹介動画を配信しています。是非ご視聴ください。



<https://youtube.com/playlist?list=PLz08yNYIf6UrHBznaDvjOs3UaQb4890F8&si=eRcqCvWW71cI8l0D>

2 領事・治安情報

(1) マイナポータルからのパスポートのオンライン申請の運用開始 *New!*

本年 8 月 25 日午前 8 時(日本時間)以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。

なお、オンライン在留届(ORR ネット)からのオンライン申請も引き続きご利用いただけます。

【ご参考: デジタル庁ウェブサイト】

● マイナアプリについて

<https://services.digital.go.jp/mynaapp/news/20260728-01/>

● パスポート申請画面について

<https://services.digital.go.jp/mynaportal/news/838dad920929d56e68635/>

【申請方法】

マイナポータルからパスポートを申請される際は、事前にスマートフォンにマイナアプリ(8 月 25 日提供開始予定)をインストールの上、ご利用ください。

マイナポータルからの申請方法の詳細については、8 月 25 日以降に外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画やマイナポータルの操作マニュアルをご参照ください。

外務省ウェブサイト: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

マイナポータル操作マニュアルウェブサイト: <https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0225.html>

(2) 旅券手数料の改定など

本年5月7日、「旅券法の一部を改正する法律」が公布され、続いて5月22日、手数料の額を定めた旅券法施行令が公布されました。新しい手数料の額は、それらが施行する日本時間令和8年7月1日午前0時(日本時間、ポルトガル時間とも)以降の申請分から適用されます。新しい手数料等の詳細は当館 HP を御覧下さい。

(3) 感染症予防対策 *New!*

厚生労働省は、夏休み期間中、人の往来が増加することを見越し、海外滞在中の感染症への予防方法等について情報を発信しています。

特に麻しんについては、日本国外での流行が継続しており、急激な感染拡大がみられる国・地域も存在するため、下記リンク等を利用して、渡航先で流行っている感染症が無いか、予防注射など必要ないか、確認した上での渡航を推奨しています。

厚生労働省検疫所ホームページ FORTH(For Travelers' Health)

<https://www.forth.go.jp/index.html>

厚生労働省ホームページ「海外へ渡航される皆様へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html

厚生労働省ホームページ「海外渡航者向け 啓発ツール」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003_keihatsu-tools.html

※海外渡航者向けポスター・リーフレットを掲載しています。

厚生労働省ホームページ「麻しん(はしか)」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

(4)夏休み等を利用して海外に渡航される方への注意喚起

夏休み等を利用して海外に渡航される場合、渡航先の法律や習慣に関する情報などを事前に確認することや十分な準備をする(「たびレジ」登録や海外旅行保険に加入する等)ことで、トラブル等に迅速に対応できるようにしておくことが重要です。

また、渡航中に日本人が一般犯罪や凶悪犯罪、自然災害、テロ等に巻き込まれる事例もありますので、渡航先での情報収集や行動には十分注意をしてください。詳細は[外務省海外安全HP](#)を御覧ください。

(5)安全の手引き

[「安全の手引き」](#)を更新しましたので御覧下さい。

(6)ポルトガル国外で出生し、ポルトガル国籍を取得しようとする場合

ポルトガル国外でポルトガル国籍の方と日本国籍の方との間に出生されたお子様が、ポルトガル国籍法第1条1項 C の手続にてポルトガル国籍を取得される場合、日本国籍を喪失すると解されるため、ご留意ください。詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(7)民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について

民法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 33 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することな

どができることとなりました。

改正法の詳細については、[法務省ホームページ](#)及び[改正法に関するパンフレット](#)をご覧ください。

(8)流動型犯罪グループ(トクリュウ)を含めた犯罪組織による海外における闇バイト及び特殊詐欺についての注意喚起

～加害者にならないために～

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C056.html

～被害に遭わないために～

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C057.html

(9)安全対策情報の掲載について *New!*

[海外安全対策情報\(2026 年4月～6月\)](#)を更新しました。詳細は、[こちら](#)のリンクから「安全対策情報」をご確認ください。

(10)「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届\(ORRネット\)のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

(11)第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

ポルトガルからご旅行やご出張で第三国に行かれる場合など、渡航先の最新の安全情報が確認できます。是非、[こちら](#)からご登録ください。

(12)戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて

2025 年5月26日から改正戸籍法が施行されたことに伴い、従前、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。施行以降、氏名の振り仮名の届出を行うことができましたが、その届出期間は、本年(2026年)5月25日に終了しました。詳細は[法務省のHP](#)を御覧ください。併せて、[海外居住者向けQ&A](#)も御確認ください。

(13)旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。オンライン申請の利用方法は、[当館HP](#)から御確認いただけます。

エ 在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始しました。在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認いただきますようお願いいたします。

オンライン在留届:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(14)在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本(抄)の提出について

令和7年3月以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例:パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本(抄)の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(参考)

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

(15)一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、当館[HP](#)該当ページを御覧ください。

(16)海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置\(ビデオ通話による申請\)](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公館に送付していました。これが、2024年7月以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

(17)国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始に(5月26日～)

○国外転出者向けマイナンバーカードの申請(新規交付や有効期限に係る更新など)については、5月26日より全面的にオンライン申請に移行されました。これまで在外公館窓口を経由した申請を受け付けておりましたが、今後はオンラインで直接、市区町村及びカードの製造を担っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請する方式に変更となります。

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(18)日本における消費税免税制度

2023年4月から、免税購入対象者が変更となりました。詳細は、[観光庁のHP](#)をご確認ください。また、在留証明の申請については[当館HP](#)を御確認ください。オンラインでの申請の場合は[こちら](#)をご確認ください。

(19)御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。領事手数料は、窓口では現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。

3. 大使館の活動報告

(1)ポルト大学における和菓子講演会・実演の実施

7月14日、ポルト大学で開催の小中高生向けサマーコース「Universidade Júnior」の機会に、当館から和菓子についての講演会、及び当館佐藤料理人による練り切りと苺大福のデモンストレーションが行われました。日本語コース受講者の学生のみならず、多くの学生・市民の方に和菓子と知っていただく機会となりました。



(2)大村市・シントラ市・ヴィラ・ヴィソーザ市の意見交換会実施

長崎県大村市の中高生海外交流事業「YUME かな PROJECT2026」にて、大村市からの学生がシントラ市・ヴィラ・ヴィソーザ市の交流のため当地を来訪した機会に、7月31日、大使公邸にて大村市、シントラ市、ヴィラ・ヴィソーザ市の学生や関係者をお招きし、意見交換会及び交流レセプションを実施しました。当日は、活気あふれる学生のプレゼンが行われ、また、レセプションでは和やかな雰囲気での元交流が行われました。8月にはポルトガルの学生が大村市を訪問する予定となっており、大使館としても、日本とポルトガルとの間の都市間の交流が一層活発になるよう応援しています。



4. 気になるニュース

(1)モンテネグロ首相のNATO首脳会合への出席

7月8日、ルイス・モンテネグロ首相は、トルコ・アンカラで開催されたNATO首脳会合に出席した。首相府は、ポルトガルが原加盟国であるNATOに対する同国のコミットメントを再確認するとともに、集団安全保障への同国の貢献を強調しました。

さらに、政府は2025年に、2014年以来初めて、GDPの2%を防衛費に充てる目標を上回ったことを発表。同盟国と合意した方針に基づき、防衛費に加え、民間・軍事の両分野で活用できる投資を進め、2026年にはこれらの総額をGDP比約3.1%に引き上げる見通しを示しました。また、政府は2026年、過去2年間にウクライナへ提供した軍事・財政支援と同等の支援を行うほか、同国の防空支援プログラムに約5,000万ユーロを拠出する予定です。

(2)共和国議会での「国家の現状」討論の開催

7月16日、共和国議会で「国家の現状」討論が行われました。同討論は、毎年1回、夏季休会前に首相が国家の重要課題などについて演説し、各党が質問及び討議を行うものです。今回は、高校生を対象とする全国学力試験の採点をめぐる混乱に関し、教育大臣への批判が相次いだほか、特定業者との癒着が疑われる内務大臣への批判も主要な論点となりました。また、モンテネグロ首相は、移民流入、住宅価格の高騰並びに保健及び教育をめぐる問題について、社会党(PS)前政権に責任があると主張しました。

(3)リスボン新空港計画の発表

7月22日、空港運営会社ANAは、アルコシェテに建設するリスボン新空港の技術報告書及び既存空港への投資計画を政府に正式に提出するとともに、政府と共同で新空港の工程表を発表しました。新空港は2029年夏に着工し、2035年以降に開港する見通しです。また、建設費は、2024年時点の物価に基づき、79億～89億ユーロとなる見込みです。

アクセスについては、リスボン市内と新空港を20分で結ぶ鉄道及び道路を整備するほか、2034年に開通予定の高速鉄道網にも接続する計画である。さらに、新空港と高速道路網を結ぶため、総延長250キロメートルの道路を新設し、既存道路50キロメートルが改修されます。

